

「令和5年度地域経済構造分析推進業務」仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度地域経済構造分析推進業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

3 委託業務の目的

東日本大震災から12年が経過し、宮城県内では復旧・復興は着実に進んでいるものの、人口減少に伴う国内市場の縮小や、国内外での地域間競争の激化に加え、物価高騰等の影響により、地域経済を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、企業側からの応募を主とした従来型の企業支援による地域経済の抜本的な課題解決は困難さを増している。

このような状況のなか、地方創生の実現等に向けて取り組んでいく上では、限られた資源で最大限の政策効果を発揮させることが求められており、宮城県（以下「発注者」という。）はもとより、宮城県内の市町村等行政関係機関のほか、地域の産業支援団体等においてもデータに基づく政策立案（以下「EBPM^{※1}」という。）を促進する必要がある。

本業務は、国が提供する地域経済分析システム（以下「RESAS^{※2}」という。）及びその他の行政機関や民間のビッグデータ、統計データ等を活用し、本県が情報通信関連企業の集積を図るに当たっての、県内情報通信関連産業を取り巻く現状や課題等を把握し、今後の施策立案等に資する基礎資料とするための調査・分析を行うとともに、その結果を関係者と共有することを通じてEBPMの普及を図るものである。

なお、本業務の実施に当たっては、統計データ分析や情報通信関連産業等について、専門的な知見やノウハウ等を有する民間企業等に委託し、効率性及び実効性の向上を図るものである。

※1 EBPM : Evidence-Based Policy Making

※2 RESAS : Regional Economy Society Analyzing System

4 委託業務の内容

(1) 本県情報通信関連企業を取り巻く現状や課題の分析及び必要な施策の検討

デジタル技術活用に係る今後の需要及び人材供給等の予測を含めた、情報通信関連産業分野における生産額・生産性のより一層の向上につながる業界構造の在り方及び必要人材を分析し、必要な施策を取りまとめる。分析・取りまとめに当たっては、次の事項を含めること。

イ 本県情報通信関連分野の現況、動向及び特徴（全国他地域との比較を含む。）

ロ 本県情報通信関連企業へのアンケート及びヒアリング結果（人材確保・育成に係る事項及び多重下請構造からの脱却に係る事項を含む。）

ハ 本県非情報通信関連分野の現況、動向及び特徴（全国他地域との比較を含む。）

ニ 本県非情報通信関連企業のデジタル化に伴う本県情報通信関連産業分野の新たな需要の増加を予測するための情報等

※本業務における情報通信関連産業は、日本標準産業分類における小分類391（ソフトウェア業）、392（情報処理・提供サービス業）、401（インターネット附随サービス業）を主な対象とする。

※本県情報通信関連企業には、県内に所在する事業所を含む。

※アンケート実施に当たっては、対象となる本県情報通信関連企業について、基礎データを含む名簿を提出すること。

(2) 県外情報通信関連企業に関する誘致候補の検討

本県への情報通信関連企業の誘致に向けて、戦略的かつ実効性の高い誘致活動を展開していくため、本県情報通信関連産業分野に与える影響や、立地に係る確度を念頭に置きながら、誘致活動の対象等について取りまとめる。分析・取りまとめに当たっては、次の事項を含めること。

イ 県外情報通信関連企業の現況及び動向

ロ 対象とすべき企業

ハ 今後の誘致活動の契機となり得る取組の実施結果(ロの企業に対するヒアリング結果等)

(3) 本県情報通信関連企業を取り巻く現状や課題の分析に係る検討会

(1)で分析した事項及び必要な施策について、県内外情報通信関連企業の経営者等による検討会を1回以上開催し、それぞれの立場から意見を聞くものとする。

※(1)～(3)の内容については、次の事項を前提とする。

・EBPMの普及に資するものであること。

・RESASに提供されているデータをできる限り活用すること。

・本業務終了後も本業務の成果物やRESAS等の活用が継続的に図られる仕組み等を踏まえたものであること。ただし、維持管理経費等を要する新たな情報システムの開発や導入などによらない方法等を用いること。

・その他、分析及び取りまとめに当たっては、最新の国統計調査結果や受注者が保有するデータ等、活用が可能なデータを幅広く活用すること。また、必要に応じ、好事例の収集等を行い、仮説の考案と仮説に基づく施策の検討を行うこと。

(4) 分析内容説明会の開催

受注者は委託期間の満了前までに、成果物の利用者等に対して、本業務における分析内容の報告及びRESASの利用方法について説明会を開催するものとする。

本説明会の開催に当たっては、成果物を用いての説明を必須とするものではなく、発注者と協議の上、本説明会の趣旨が達成できると認められる時点において開催するものとする。

(5) 受注者(参加申込者)による独自の取組(任意)

3の目的を達成する上で、本業務の効果等を一層向上させられると考えられる受注者独自の取組を実施するものとする。

(6) 実施計画書の作成

受注者は契約締結後、速やかに次の書類等を作成し、発注者に提出するとともに、発注者と協議の上、本業務を実施するものとする。

イ 業務実施計画書(業務の実施方法・スケジュール等)

ロ 業務従事者等届(業務責任者・スタッフの氏名、業務分担等)

(7) 打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

業務着手時及び(6)イに定める業務実施計画書の業務の区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、その結果について書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。

(8) 成果物の提出

受注者は次に掲げる事項に留意の上、期限までに(1)から(5)までの業務に関する成果物を発注者に提出するものとする。

イ 期限 令和6年3月22日(金)

ロ 成果物の構成

本業務の成果物は、分析等報告書及び提案書記載の提供データとする。

ハ 納入物

- (イ) 分析等報告書（紙媒体）3部（概要版を含む。）
- (ロ) 分析等報告書及び提案書記載の提供データを保存した電子媒体（CD-R等）3部
なお、提供データについては、事後のデータ活用・再考証が容易な形態とすること。

ニ 納入場所

宮城県経済商工観光部富県宮城推進室（宮城県行政庁舎14階）
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

ホ 留意事項

- (イ) 分析等報告書の冒頭で、活用に当たっての留意事項や掲載データの特性等について明記すること。
- (ロ) 各分析等業務において、社会情勢などを踏まえた上で、分析結果から客観的に読み取れる内容等についてレビューを付記すること。
- (ハ) 分析等報告書の作成に当たっては、全体像を把握しやすい図示資料等を用いること。
- (ニ) 活用する統計データ及び資料については、出所や出典を明記し、データの加工を行っている場合は、原則としてその方法を明らかにすること。
- (ホ) 分析等報告書内で使用する専門用語については、用語解説を行うこと。
- (ヘ) 各分析結果について、RESASを活用して分析可能な範囲を明記すること。また、RESASで分析可能な事項については、RESASでの分析手順について解説すること。
- (ト) 分析等に当たって公表できないデータ等を用いる場合は、分析等報告書等において、公表できない範囲を明確に区分すること。

5 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

本業務により得られた成果物は、発注者に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保持

受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第 12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(仮名加工情報の安全管理措置)

第 18 第 1 から第 5 まで及び第 7 から第 17 までの規定は、法第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報を取り扱う事務の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第 19 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の本人への連絡等の禁止)

第20 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。